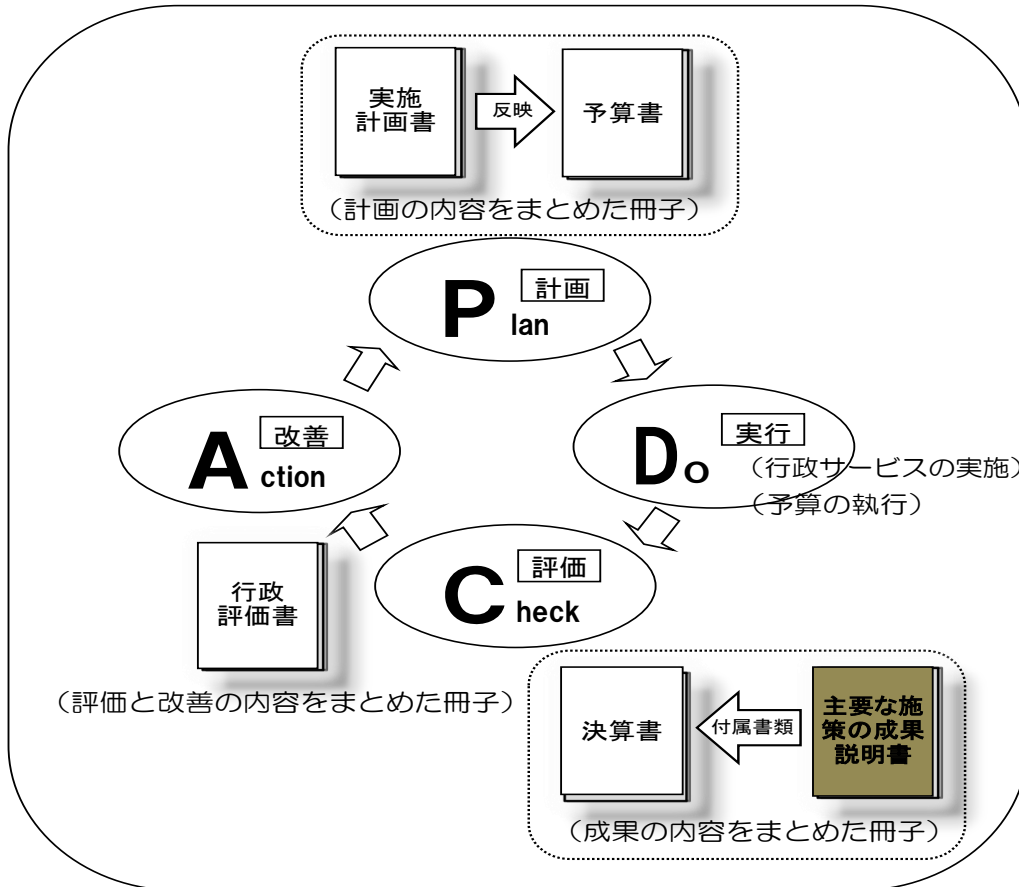


本書の解説

1 「主要な施策の成果説明書」とは

本書は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市長が決算を議会の認定に付すに当たり、同条第5項の規定により主要な施策の成果を説明するためのものです。

日高市では、PDC Aサイクルによる行財政運営の改善を進めており、本書の位置付けは、図に示すと次のとおりとなります。



2 構成内容

本書は、会計別に課所ごとの構成としています。また、特別会計を除き決算書の款項目ごとにページを分け、事務事業の成果を掲載しています。

なお、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計については、この書とは別に予算執行の実績説明書又は事業報告書を作成することから、掲載していません。

3 特記事項

- 平成28年度と平成29年度で主管する課所が違う事務事業については、平成28年度の課所名を記載し、括弧書きで平成29年度の課所名を記載しています。また、表紙は平成29年度における課所名で統一し、記載しています。
- 当該年度の予算を計上している事務事業について記載しています。特別職人件費、一般職人件費、予備費、予算を計上していない事務事業については掲載していません。
- 前年度からの繰越については、関連する事務事業に含めて掲載しています。
- 執行率欄については、予算現額に対する支出済額の割合を示しています。また、翌年度繰越額がある場合は、予算現額から翌年度繰越額を控除した額に対する支出済額の割合を併記しています。
- 決算書頁欄は、決算書の歳出科目における「目（もく）」が記載されているページを記載しています。なお、予算が未執行の事務事業については、決算書に事務事業名が明記されませんが、予算を計上した目のページに記載しています。
- 事務事業の【成果数値】について、明記が困難な場合等は「-」の表記としています。